

## 【令和7年度 右京区市政協力委員連絡協議会全体要望】

### 1. 市政協力委員の負担軽減について

本学区では多くの町内会長が、町内業務の傍ら、市政協力委員として市民しんぶんの配布や京都市広報板へのポスター掲示、回覧板の回付等を行っています。

高齢化や生活環境の多様化により、町内業務に対する負担を重く感じておられる方が多くなっており、それに加え、市政協力委員の仕事である月2回の市民しんぶんの配布は、高齢者や子育て世帯には特に大きな負担となっています。暑い日も寒い日も雨の日も、高齢者が杖を突きながら、子育て世帯がベビーカーを押しながら、重いしんぶんの束を運び、各戸に配るのは、想像以上に大変です。

また、チラシの回覧については、町内会で独自にホームページに掲載し、周知を図る取組を行っているところもありますが、多くは回覧板で周知しているため、生活様式の多様化等によりチラシの全員周知にかなりの日数を要する地域があり、町内会長の中には心理的な負担を感じている方も増えています。

つきましては、町内会組織の維持のため、市政協力委員の負担軽減を図るべく、市民しんぶんの各戸配布及び、チラシのデジタル回覧化等について、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

(回答部署) 文化市民局 地域自治推進室、右京区役所 地域力推進室

市政協力委員の皆様におかれましては、これまでから、自治会・町内会等と密接な関係を保ち、市民しんぶんの配布などの活動を通じて、声掛けから始まる良好な地域コミュニティをつくりながら、地域の絆の醸成をはじめ、地域コミュニティの維持、活性化に多大なご貢献をいただき、ありがとうございます。

昨今、高齢化等による担い手不足のため、町内会の加入・未加入を問わない全戸配布は実施困難というご意見をお聞きしており、市政協力委員の皆様には大変ご負担をおかけしているところであります。また、悪質な訪問販売等への対策で居留守を使う方や、生活環境の多様化で日中不在や休憩している方が増えており、市民しんぶんを配布するためだけに訪問することにためらいが生じるとのご意見も伺っています。しかし、本市としては、市民しんぶんの配布などを通じて顔の見えるお付き合いを行っていただくことは、災害時の避難支援や、一人暮らしの高齢者の安否確認などに繋がる、住民との大切な接点となると考えております。

そのため、市民しんぶんの配布や広報板ポスターの掲示などについては、市政協力委員の皆様にお願いしているところでございます。

また、回覧チラシについては、「京都市情報館（京都市公式ホームページ）」において、当該年度のこれまでの一覧やデジタルデータを掲示するなど、振り返りや、地域での情報共有に役立てていただけるよう、取り組んでおります。

加えて、関係機関や各種団体が発行する回覧チラシについて、地域の役員の方を通じて配布する場合には、市民しんぶんの配達時期に合わせるよう呼び掛けるとともに、別々に回覧チラシが届いた場合でも、その都度ではなく、まとめて回覧していただくなど、委員の皆様に負担軽減をご案内しているところです。

市民の皆様に市政の一翼を担っていただく、京都ならではの地域力を活かした市政協力委

員制度の役割は、今後とも重要であると考えております。変わりゆく地域環境に合わせたより良い制度としていくため、今回、いただいた負担軽減のご要望をはじめ、関係する皆様のご意見を伺いながら、引き続き取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



←京都市情報館（市民しんぶん同時配達ポスター・回覧チラシ一覧）  
へのリンク

## 【令和7年度 右京区市政協力委員連絡協議会全体要望】

### 2.マンションやアパート等の集合住宅の自治会加入促進について

右京区内では、マンションやアパート等の集合住宅（以下、マンション等という。）の建設が増加しており、地域に新しく転入された方にも地域コミュニティの一員となっていただき、ともに協力しあい地域活動に参加いただくことを願っているところです。京都市では、マンションの新築や戸建住宅の宅地開発により転入される方と地域住民との交流促進に向けて、地域と事業者が、あらかじめ早期に、自治会・町内会への加入等に関して協議する機会を設ける転入者交流支援制度がありますが、現行制度では、特定共同住宅（3階建以上かつ15戸以上の共同住宅）の新築、1,000m<sup>2</sup>以上の戸建住宅の宅地開発（開発許可を要するもの）が対象となっており、対象外となるマンション等が建設されているのも事実です。

そのため、制度対象外のマンション等であれば事業者と事前に協議する機会がないまま建設され、また、建設後もマンション管理組合や賃貸住宅の管理者と連絡する手段がない等、自治会加入の勧誘が困難な状況で、マンション等の住民の方に自治会・町内会に加入いただくことが難しいと感じております。

つきましては、現行制度の対象を拡大し、小規模な集合住宅においても、建設前に事業者と協議できる機会を設けて頂くとともに、マンション管理組合や入居者と円滑に協議することができるような新たな仕組みづくりをお願いします。

### （回答部署）文化市民局 地域自治推進室

京都市では、地域に新しく転入された方々が地域コミュニティの一員として、ともに地域活動に参加いただくことが重要であると考えております。そのため、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティ活性化や自治会加入のきっかけとなるような住民相互の交流促進に努めています。

転入者地域交流支援制度では、特定共同住宅の新築や、1,000m<sup>2</sup>以上の戸建住宅の宅地開発を行う事業者は建築確認申請前に地域と連絡調整を行い、本市に報告することとなっておりますが、御指摘のとおり、小規模な集合住宅については、当該連絡調整の対象外となっております。

しかしながら、特定共同住宅以外の共同住宅に関しても、同条例に基づき、地域自治を担う住民組織と事業者で連絡調整を行っていただくための規定がございます（同条例第15条第2項～第5項）。

上記の規定においては、地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅等（特定共同住宅を除く）について、その工事が完了した日から起算して30日を経過する日までに、当該共同住宅等の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項に関する連絡調整を行いたい旨を市にお申出いただくことができ、事業者等の意見を聴取した上で連絡調整の必要があると認められる場合は、本市から事業者に対して通知を行うことになります。

つきましては、今後、連絡調整を実施したい小規模な集合住宅が建設される際には、上記条例の規定に基づく連絡調整申出書を御提出いただきますようお願い申し上げます。本市といたしましては、今後も、地域の皆様と事業者の連携を支援してまいりますので御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

(参考)

第2号様式（第2条関係）

連絡調整申出書

(宛先) 京都市長	年月日
住所	氏名（団体名及び代表者名）
電話（　　ー　　）	

（注）連絡調整の窓口を「地域自治を担う住民組織」（学区自治（会）連合会等）以外の団体（町内会等）に委任される場合は、委任状を添えてください。

連絡調整について、京都市地域コミュニティ活性化推進条例		
<input type="checkbox"/> 第15条第2項		
<input type="checkbox"/> 第17条第4項		
の規定により、共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について事業者との連絡調整を行いたいので、申し出ます。		
対象となる 物件	名称	
	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 共同住宅等建設 <input type="checkbox"/> 戸建住宅建設を目的とした宅地開発
申出に係る 事業者	名称	
	所在地	
連絡調整を 求める事項	<input type="checkbox"/> 転入者への地域情報の提供及び自治会・町内会加入の呼びかけについて	
	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会への入会希望の取次ぎについて	
	<input type="checkbox"/> 新しい自治会・町内会の結成の支援について	
	<input type="checkbox"/> その他（　　）	
事業者から の連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話（　　ー　　）	
	<input type="checkbox"/> Eメール（アドレス：　　）	
	<input type="checkbox"/> その他（　　）	
	<input type="checkbox"/> 上記の連絡先について、対象となる物件を建設、開発、販売、賃貸又は管理をする事業者に提供することを認めます。	

注 該当する□には、レ記を記入してください。

委任状

地域自治を担う住民組織名
代表者名
以下の者に連絡調整の窓口を委任します。
受任者 所属
氏名